



# 金 沢 市 公 報

第 2 5 2 9 号

平成18年(2006年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等の撤去及び保管について ( )	2
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (地域保健課)	3
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について ( )	3
○建築基準法に規定する区域の指定について (都市計画課)	3
● 公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につい て (環境保全課)	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (区画整理課)	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の	

縦覧について ( )	4
●選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
○議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収 入役、選挙管理委員及び監査委員の解職の請 求の場合における署名者の最低数について ( )	5
○教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について ( )	5
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について ( )	5
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について ( )	5
●監査公表	
○監査公表(第23号・第24号) (監査事務局)	5

## 告 示

### ●金沢市告示第248号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの  
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場  
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

- 金沢市営割出駅前自転車駐車場  
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場  
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場  
 金沢市営柿木島自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数  
 自転車 174台  
 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
 平成18年8月1日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
 金沢市広坂1丁目9番16号  
 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所  
 日時 平成18年9月11日から19年3月11日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市昭和町633番地  
 金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第249号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

#### 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原動機付自転車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	115台
	原動機付自転車	21台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
	原動機付自転車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	7台
	原動機付自転車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
泉3丁目地内	自 転 車	2台
片町1丁目地内	自 転 車	8台
片町2丁目地内	自 転 車	4台
新竪町3丁目地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	3台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
長町1丁目地内	自 転 車	2台
平和町3丁目地内	自 転 車	1台
上辰巳町地内	自 転 車	1台

粟崎町2丁目地内	自 転 車	1台
畝田中1丁目地内	自 転 車	10台
畝田中4丁目地内	自 転 車	1台
間明1丁目地内	自 転 車	1台
東力町地内	自 転 車	1台
北塚東地内	自 転 車	7台
上安原町地内	自 転 車	1台
八日市2丁目地内	自 転 車	1台
八日市出町地内	自 転 車	1台
上荒屋5丁目地内	自 転 車	1台
昭和町地内	自 転 車	1台

## 2 自転車等を撤去した日

平成18年8月1日から同月31日まで

## 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成18年9月11日から19年3月11日まで

## (2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第250号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	有限会社 三千館 代表取締役 小倉 敏明	平成18年9月1日

## ●金沢市告示第251号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	小 倉 敏 明	平成18年8月31日

## ●金沢市告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号の規定により次の区域を新たに指定したので、告示します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

## 新たに指定した土地の区域

枝町、大手町、尾張町1丁目、上近江町、木倉町、三社町、十間町、下近江町、下柿木畠、中央通町、長土堀2丁目、長土堀3丁目、西町3番丁、西町4番丁、西町藪ノ内通、博労町、広坂1丁目、芳齊2丁目及び堀川町の全部、並びに暁町、油車、池田町1番丁、池田町2番丁、池田町3番丁、池田町4番丁、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、鱗町、扇町、尾山町、尾張町2丁目、柿木畠、笠市町、笠舞3丁目、片町1丁目、片町2丁目、川岸町、菊川1丁目、菊川2丁目、兼六元町、香林坊2丁目、小将町、此花町、小橋町、幸町、桜町、里見町、十三間町、十三間町中丁、昭和町、新竪町3丁目、千日町、大工町、高岡町、竪町、玉川町、寺町5丁目、天神町1丁目、中川除町、長土堀1丁目、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、野町1丁目、野町2丁目、橋場町、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、彦三1丁目、彦三2丁目、瓢箪町、芳齊一丁目、本多町1丁目、本町1丁目、本町2丁目、水溜町、武蔵町、森山1丁目、森山2丁目、安江町、山の上町及び横山町の各一部

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田美土代町7番地	平成18年8月22日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市松村第二土地区画整理組合	平成10年2月12日から 平成23年3月31日まで	金沢市松村2丁目、 松村3丁目、松村4丁目、 松村5丁目及び松村7丁目 の各一部	金沢市松村5丁目66番地	平成10年2月2日	平成18年9月1日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年9月11日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市松村第二土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,143人です。

平成18年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収入役、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、119,036人です。

平成18年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第54号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、119,036人です。

平成18年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第55号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,143人です。

平成18年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第56号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、59,518人です。

平成18年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成18年9月11日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査対象

- (1) かたつ工業団地第一工区造成工事  
産業局 企業立地課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工 (契約) 年月日	監査 期間	実査 年月日
北間町、須崎町 蚊爪町、湊2丁 目 地内	日本海建設 (公募型指名競争入札)	112,260,750 円	平成17年 10月19日	平成17年 10月20日	平成18年 6月30日 平成18年 6月30日	平成17年 12月5日 ～ 平成18年 8月25日	平成18年 3月14日 平成18年 7月12日

- (2) 都市基盤河川大宮川改修工事に伴う橋梁架替工事(下部工)  
都市整備局土木部 内水整備課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工 (契約) 年月日	監査 期間	実査 年月日
東蚊爪町ほか 1町地内	日本海建設 (公募型指名競争入札)	141,788,850 円	平成17年 7月15日	平成17年 7月15日	平成18年 6月30日 平成18年 6月30日	平成17年 9月5日 ～ 平成18年 8月25日	平成18年 3月2日 平成18年 7月26日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

- (1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

- (2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

- (3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

●金沢市監査公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年9月11日

金沢市監査委員 山 形 紘 一  
金沢市監査委員 中 島 秀 雄  
金沢市監査委員 上 田 忠 信  
金沢市監査委員 増 江 啓

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成18年7月26日  
(2) 措置を講じた部局等 教育委員会生涯学習部泉野図書館  
(3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日(平成17年監査公表第12号)  
(4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 泉野図書館]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>指摘事項</b>            泉野図書館のスタジオ373は、当初、映像・音声収録用の部屋として用意していたが、ホームビデオの普及とともに全く利用がない。部屋の特性を利用した有効利用方法を考えるべきではないか。また「金沢市立図書館の施設の使用に関する要綱」の使用対象者の限定（第2条（4））を見直すべきである。</p> <p><b>意見</b>            泉野図書館のレクチャールームやオアシスホール等については、現状、講座や市民への貸し出し時以外には閉鎖しているが、施設の有効利用の観点から稼働率を向上させるために、市民への開放を検討してはどうか。</p>	<p>平成17年4月1日に要綱を改正し、使用対象者を限定しないこととし、市民の教育、文化等の活動であれば、広く市民に使用を供するようにしたうえで、館内に利用案内の掲示を行うとともに、市立各中学校、市内各公民館へ「スタジオの利用案内」を配布し、利用の拡大に向けて市民へPRした。また、現在、防音機能を活かし、図書館ボランティア「おはなし会」3グループの練習や小道具作りの室としても利用している。</p> <p>市民が、より利用しやすくするために、要綱に定めてある使用日数や飲食の制限を緩和した。また、図書館内に稼働率向上のためのプロジェクトを設置し、高校・大学・公民館・社会教育団体等に使用を促進するためのチラシやポスターを配布した。泉野図書館案内のラジオ番組でも利用促進のPR放送を行った。</p>

## ●正 誤

○平成14年4月1日付け金沢市公報第2373号の4

頁	箇所	誤	正
3	下から7行目	土本部	土木部

平成18年(2006年)9月11日 印刷  
平成18年(2006年)9月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)